

戦国期北陸の真宗寺院と同名一揆

——本願寺派諸江坊をめぐる動向——

片山伸

十五世紀末～十六世紀、加賀国諸江村には諸江坊と称する本願寺派一向宗の寺院が存在した。一五八〇年、紫田勝家の加賀攻略によつて諸江坊は廃絶したが、その文書は偶偶難を逃れて搬出され、現福井県坂井郡三国町の勝授寺に伝えられることとなつた。ところで、加賀を中心とする北陸地方の一揆については、相当の研究が蓄積されているが、その政治・宗教運動を基底部で支えている連帶の組織の実態については、必ずしも明らかではない。この原因は、ひとつには加賀国内における戦国期の一揆史料一とくに本来なら寺院に伝来すべき文書への欠如にあると思われる。それは加賀における統一政権と一揆との抗争、そして一揆の敗北という過程において、一向宗寺院が退転し、一揆勢が牢人を余儀なくされたことで、文書が散逸したものと考えられる。また残されたものがあつても、統一政権＝前田氏統治下で、一揆の事実・痕跡を隠蔽するために破棄されたことも想像されよう。このような状況を考えるとき、上述のようにごく希な偶然によつて散逸を免れた勝授寺文書の存在は、一個の事例というにとどまらず、類似の文書が相当数の真宗寺院に伝存したことを探測せしめるものといえよう。この点まことに貴重な史料といわねばならない。

本稿では、諸江坊の戦国期を通じた土地集積を物語る土地寄進状・売券類の一群およびその関連文書に着目し、この活動と深く関

わつて組織されたと思われる「同名」なる組織の存在を指摘し、その性格に言及する。

さて、この土地寄進状・売券類の券面には、罪科文言形式の担保文言が書き添えられており、そこに処罰の主体として「公方」とともに「地下」「同名」なるものがあらわれる。これらの売買・寄進の当事者たちにとって地下・同名は、公方＝幕府・守護権力（公権力）とともに実行力をもつ裁判権力と意識されていたのである。まずこの地下と同名との関係であるが、これらは売券・寄進状に「公方地下」とか「公方同名」というようにあらわされ、決して地下・同名両者が並記されることはないから、地下と同名は同一物なのであろう。とすればこれは地下身分の組織ということになる。さらに、この同名の具体的な構成は、一五四五年のこの相論は、諸江坊の有力門徒である幸道兵衛・与七郎茂繼父子らが、同行衆を語らい、超勝寺へ手次替え（本末関係の変更）になつたとして、旧来より諸江坊に寄進・売却してきた土地をも超勝寺へ差し出したというもので、このとき諸江坊側は、これを横領行為であるとして本願寺に訴え出ている。そして本願寺側の認識によれば、諸江坊側に立つて幸道兵衛らの犯罪を主張したのは正慶・彦左衛門尉・三郎左衛門尉・彦右衛門尉らであり、彼らは「他之子次」つまり諸江坊の門徒集團というわけではないにもかかわらず、提訴をしたがゆえにこれをも非とするというのがある（六月十三日付下間光頼奉書）。そこで当然の疑問として、諸江坊・超勝寺およびその門徒間の相論に、必ずしも直接の関わりをもたぬ正慶らが、訴えを起こしたのは何故かという問題がうかぶのであり、筆者は、正慶らこそが同名の構成員であり、幸道兵衛ら

の売券・寄進状に約された裁判権にしたがつて訴訟にかかわったものと考える。本末関係の絡む裁判は、在地の「法廷」では審決しえず、公方たる本願寺へもちこまれたものであろう。然りとすれば、この同名は諸江坊と深い関わりをもつものの、その門徒組織ではない。また諸江村には村の惣が組織されているが、同名はこの惣村組織とも異なる存在と思われる。そもそも、同名は近隣他村の住人にも規制力を持つのであり、村において完結する組織ではないのである。

ここで同時代の同名と呼ばれる組織の在り方に考察の手がかりを求めてみたい。たとえば甲賀郡中惣の形成に先行する一揆的組織として「同名中」の存在が指摘されている。宮島敬一氏によると、郡内同名中は有力な武士が非血縁の他氏にも自ら名字を与えることによって構成される擬制的一族組織であって、惣領の下に一族および他氏を支配する上下関係の組織ではなく、同名中成員が相互に契約的・補完的な「対等」関係をとる組織である。また同名成員は加地子領主的存在であり、同名中の結成もこの経済的基礎の保全を目的とするもので、その結果同名中は一定領域内に裁判権の確立をめざすものであった。

諸江村にあつては幸道兵衛・茂繼父子が諸江の名で呼ばれており、また『天文日記』には既述の諸江正慶の他、諸江九郎兵衛の名が見える。このように「諸江」という称号をもつ人物は相当数存在する。諸江村近在における同名組織の実在は疑いないのであるから、その具体像を考えるとなればこれに注目せざるをえない。この称号は、上述の例から推すと、たんに居住地を意味するのではなく、同名成員たること、つまり擬制的一族関係にあることのシンボルとしての名字なのではあるまいか。そしてこ

の集団の中核―名字を付与する主体―として当然想起されるのは「諸江殿」「諸江卿」などと呼ばれる、諸江坊住持であろう。それが殿・卿という殿上人を準える尊称で呼ばれることも、同名が時に地下と呼ばれることに対応するものといえよう。以上より、この同名は、諸江卿を長とする地下身分の擬制的一族組織であり、成員相互を律し得る一揆的集団であるとの想定が成り立つ。

ではこの同名の結成の目的は何であろうか。すでに触れたように、その構成員は、本願寺派一向宗の信徒を中心とするものであるにせよ、諸江坊門徒の組織ではなく、直接に宗教的な営みを目的とするとは考えられない。またそれは、諸江村の外部に対する規制力を有し、諸江村外にも構成員をもつもので、したがって村落運営のための組織でもない。注目すべきは、諸江同名は諸江坊をめぐる土地権利移転の保証体制に深く関わっているという事実にほかならぬ。甲賀における同名中の場合と同様に、この經濟的秩序維持の側面に原初的な目的があつたとみられる。

さらに、詳細は省くが売券の分析を通じてみると、総じて土地（加地子）の売主・寄進主は名主層であり、一方これを集積する諸江坊は加地子名主ということになる。一般にこの時期、用水体系の変化などにともなう名主的的土地經營の浮沈は、土地の分割売買を進展させ、ここに名田經營は実質的に解体せざるをえない。諸江村近隣においても名主百姓層はあらたな地域的まとまりにおいて、より密度の高い集団的耕地經營を展開することになろう。彼らはここに生ずる剩余の一部＝加地子を、在地の寺院諸江坊に売却・寄進し、一方で両者は、この関係を円滑に運営・維持するための自律的な裁判権力を創出するために、同名＝擬制的一族組織すなわちある種の一揆をむすんだのである。